

特別規制地区（木屋町・先斗町を除く）の許可基準（数値関係）一覧

特別規制地区		産寧坂	石堀小路	祇園新橋	嵯峨鳥居本	上賀茂		
区画内における総面積 (建築物等定着型+独立型)		3 m ²	3 m ²	3 m ²	3 m ²	4 m ²		
建築物等定着型 屋外広告物	全種類	最上部の高さ (切り文字緩和の適用なし)	6 m	3 m	6 m	4 m	6 m	
		合計面積	2 m ²	2 m ²	2 m ²	2 m ²	3 m ²	
	ひさし看板等	定着する屋根、軒又はひさしの面の高さに対する看板等の高さの割合	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100	
	突出型屋外広告物等 ポスター、はり紙及びはり札	出幅	1 m	1 m	1 m	1 m	1 m	
		1個当たりの面積	1 m ²	1 m ²	1 m ²	1 m ²	1 m ²	
		1個当たりの面積	2 m ²	2 m ²	2 m ²	2 m ²	2 m ²	
		可変表示式	設置禁止					
	自動販売機	表示面積の合計	0. 1 m ²	設置禁止		0. 1 m ²	0. 1 m ²	
		※伝統的建造物群保存地区条例にて、機器本体の設置要件（位置、修景等）があります。 (担当：景観政策課 町並み保全係)						
独立型屋外 広告物等	全種類	区画内で表示する屋外広告物等の総面積	2 m ²	2 m ²	2 m ²	2 m ²	3 m ²	
	一本支柱型	最上部の高さ	4 m	3 m	5 m	3 m	6 m	
		表示面1面当たりの面積	1 m ²	1 m ²	1 m ²	0. 5 m ²	1 m ²	
		支柱の中心線から表示面の端までの距離	1 m	1. 5 m	1 m	1 m	1 m	
		最上部の高さに 対する最下部の 高さの割合	1/2以上 (最上部の高さが2.5m以下のものは除く。)	1/2以上 (最上部の高さが1.5m以下のものは除く。)	1/2以上 (最上部の高さが1.5m以下のものは除く。)	1/2以上 (最上部の高さが2m以下のものは除く。)	1/2以上 (最上部の高さが3m以下のものは除く。)	
		1個当たりの面積	2 m ²	2 m ²	2 m ²	2 m ²	2 m ²	
	多本支柱型 広告塔	最上部の高さ	2. 5 m	設置禁止 (法定屋外広告物、 公共屋外広告物を除く。)			2 m	3 m
		表示面1面当たりの面積	2 m ²				2 m ²	2 m ²
		幅	2 m				2 m	2 m
		1個当たりの面積	2 m ²				2 m ²	2 m ²
	広告スタンド	最上部の高さ	1. 5 m	1 m	1. 5 m	1. 5 m	1. 5 m	
		表示面1面当たりの面積	1 m ²	0. 5 m ²	1 m ²	1 m ²	1 m ²	
		1個当たりの面積	2 m ²	1 m ²	2 m ²	2 m ²	2 m ²	
	立て看板	最上部の高さ	2 m	設置禁止 (法定屋外広告物、公共屋外広告物、臨時的屋外 広告物、工事中屋外広告物を除く。)			2 m	2 m
		表示面1面当たりの面積	1 m ²				1 m ²	1 m ²
1個当たりの面積		1 m ²	1 m ²				1 m ²	
のぼり	区画内に存するのぼりの面積の合計	2 m ²	2 m ²	2 m ²	2 m ²	2 m ²		
	区画内に存する他ののぼりとの間の距離	1 0 m	1 0 m	1 0 m	1 0 m	1 0 m		
	可変表示式	設置禁止						
	アーチ型							
	アドバルーンにより表示するもの	設置禁止						

※ 照明がフラッシュ式又はストロボ式であるもの、点滅式又は可動式であるもの（公衆の安全を図るために必要なものを除く）は設置禁止。

特別規制地区(木屋町・先斗町を除く)の許可基準(その他)一覧

産寧坂	石堀小路	祇園新橋	嵯峨鳥居本	上賀茂
<p>第4条 (3) 管理用屋外広告物、面積が0.5平方メートル以下の案内用屋外広告物、自家用屋外広告物であること。</p> <p>(4) 規則第1条第2項第2号に規定する表示面の下地の色が、白色、薄い灰色、薄いクリーム色、薄い茶色その他の落ち着いた色又は木若しくは石その他の自然の素材の色を使用したものであること。ただし、ポスター、はり紙、はり札その他これらに類するものについてはこの限りではない。</p>	<p>第4条 (3) 管理用屋外広告物、面積が0.5平方メートル以下の案内用屋外広告物、自家用屋外広告物であること。</p> <p>(4) 規則第1条第2項第2号に規定する表示面が、主として、白色、黒色、焦げ茶色、薄い灰色その他の落ち着いた色彩で構成され、かつ、意匠が周辺の町並み及び建造物に調和していること。</p>	<p>第4条 (3) 管理用屋外広告物、面積が0.5平方メートル以下の案内用屋外広告物、自家用屋外広告物であること。</p> <p>(4) 規則第1条第2項第2号に規定する表示面が、主として、白色、黒色、紺色、焦げ茶色、金茶色その他これらに類する色彩で構成され、かつ、意匠が周辺の町並み及び建造物に調和していること。</p>	<p>第4条 (3) 管理用屋外広告物、面積が0.5平方メートル以下の案内用屋外広告物、自家用屋外広告物であること。</p> <p>(4) 規則第1条第2項第2号に規定する表示面の下地の色が、白色、薄い灰色、薄いクリーム色、薄い茶色その他の落ち着いた色又は木若しくは石その他の自然の素材の色を使用したものであること。ただし、ポスター、はり紙、はり札その他これらに類するものについては、この限りでない。</p>	<p>第4条 (3) 管理用屋外広告物、面積が0.5平方メートル以下の案内用屋外広告物、自家用屋外広告物であること。</p> <p>(4) 規則第1条第2項第2号に規定する表示面の下地の色が、白色、薄い灰色、薄いクリーム色、薄い茶色その他の落ち着いた色又は木若しくは石その他の自然の素材の色を使用したものであること。ただし、ポスター、はり紙、はり札その他これらに類するものについては、この限りでない。</p>
<p>(5) 文字、記号又は図の部分の色が、表示面の下地の色と不調和でないこと。</p>			<p>(5) 文字、記号又は図の部分の色が、表示面の下地の色と不調和でないこと。</p>	<p>(5) 文字、記号又は図の部分の色が、表示面の下地の色と不調和でないこと。</p>
<p>(6) 形態及び意匠が和風の雰囲気をもっていること、その他この地区内の景観の特性に調和していること。</p>	<p>(5) 形態及び意匠が和風の雰囲気をもっていること、その他この地区内の景観の特性に調和していること。</p>	<p>(5) 形態及び意匠が和風の雰囲気をもっていること、その他この地区内の景観の特性に調和していること。</p>	<p>(6) 形態及び意匠が和風の雰囲気をもっていること、その他この地区内の景観の特性に調和していること。</p>	<p>(6) 形態及び意匠が和風の雰囲気をもっていること、その他この地区内の景観の特性に調和していること。</p>
<p>(8) 照明付きの屋外広告物又は掲出物件にあつては、次に掲げる基準に適合していること。 ア 照明の色が白色又は淡色であること。 イ 照明装置が規則第18条第7号ウに規定する公共用空地から容易に見えないこと。 ウ 光の向きが通行の妨げにならないように設定されていること。 エ 照明が過度にまぶしいものでないこと。</p>	<p>(7) 照明付きの屋外広告物又は掲出物件にあつては、次に掲げる基準に適合していること。 ア 照明の色が白色又は淡色であること。 イ 照明装置が当該屋外広告物の外部に露出していないこと。 ウ 照明が過度にまぶしいものでないこと。</p>	<p>(7) 照明付きの屋外広告物又は掲出物件にあつては、次に掲げる基準に適合していること。 ア 照明の色が白色又は淡色であること。 イ 照明装置が規則第18条第7号ウに規定する公共用空地から容易に見えないこと。 ウ 照明が過度にまぶしいものでないこと。</p>	<p>(8) 照明付きの屋外広告物又は掲出物件にあつては、次に掲げる基準に適合していること。 ア 照明の色が白色又は淡色であること。 イ 照明装置が規則第18条第7号ウに規定する公共用空地から容易に見えないこと。 ウ 照明が過度にまぶしいものでないこと。</p>	<p>(8) 照明付きの屋外広告物又は掲出物件にあつては、次に掲げる基準に適合していること。 ア 照明の色が白色又は淡色であること。 イ 照明装置が規則第18条第7号ウに規定する公共用空地から容易に見えないこと。 ウ 照明が過度にまぶしいものでないこと。</p>

特別規制地区(木屋町・先斗町を除く)の許可基準(特定屋内広告物)一覧

産寧坂	石堀小路	祇園新橋	嵯峨鳥居本	上賀茂
<p>第7条 この地区内において特定屋内広告物の表示を禁止する建築物等は、建築物の2階以上の部分とする。</p>	<p>第7条 この地区内において特定屋内広告物の表示を禁止する建築物等は、建築物の2階以上の部分とする。</p>	<p>第7条 この地区内において特定屋内広告物の表示を禁止する建築物等は、建築物の2階以上の部分とする。</p>	<p>第7条 この地区内において特定屋内広告物の表示を禁止する建築物等は、建築物の2階以上の部分とする。</p>	<p>第7条 この地区内において特定屋内広告物の表示を禁止する建築物等は、建築物の2階以上の部分とする。</p>
<p>第8条 この地区内の1の建築物における特定屋内広告物の表示面積の合計の最高限度は、1平方メートルとする。 (届出不要)</p>	<p>第8条 この地区内の1の建築物における特定屋内広告物の表示面積の合計の最高限度は、1平方メートルとする。 (届出不要)</p>	<p>第8条 この地区内の1の建築物における特定屋内広告物の表示面積の合計の最高限度は、1平方メートルとする。 (届出不要)</p>	<p>第8条 この地区内の1の建築物における特定屋内広告物の表示面積の合計の最高限度は、1平方メートルとする。 (届出不要)</p>	<p>第8条 この地区内の1の建築物における特定屋内広告物の表示面積の合計の最高限度は、1平方メートルとする。 (届出不要)</p>
<p>2 特定屋内広告物の意匠は、次に掲げるけばけばしい色彩であってはならない。 (1) 表示面の下地の色の彩度(日本工業規格Z8721に定める区分によるものとする。)が次に掲げる色相(同規格に定める区分によるものとする。)の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超えるもの ア R、GY、G、BG、B、PB、P及びRP 8 イ YR及びY 10 (2) 表示面の色彩が、特定屋内広告物の存する建築物及び周囲の町並みの景観と不調和であるもの</p>	<p>2 特定屋内広告物の意匠は、次に掲げるけばけばしい色彩であってはならない。 (1) 表示面の下地の色の彩度(日本工業規格Z8721に定める区分によるものとする。)が次に掲げる色相(同規格に定める区分によるものとする。)の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超えるもの ア R、GY、G、BG、B、PB、P及びRP 8 イ YR及びY 10 (2) 表示面の色彩が、特定屋内広告物の存する建築物及び周囲の町並みの景観と不調和であるもの</p>	<p>2 特定屋内広告物の意匠は、次に掲げるけばけばしい色彩であってはならない。 (1) 表示面の下地の色の彩度(日本工業規格Z8721に定める区分によるものとする。)が次に掲げる色相(同規格に定める区分によるものとする。)の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超えるもの ア R、GY、G、BG、B、PB、P及びRP 8 イ YR及びY 10 (2) 表示面の色彩が、特定屋内広告物の存する建築物及び周囲の町並みの景観と不調和であるもの</p>	<p>2 特定屋内広告物の意匠は、次に掲げるけばけばしい色彩であってはならない。 (1) 表示面の下地の色の彩度(日本工業規格Z8721に定める区分によるものとする。)が次に掲げる色相(同規格に定める区分によるものとする。)の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超えるもの ア R、GY、G、BG、B、PB、P及びRP 8 イ YR及びY 10 (2) 表示面の色彩が、特定屋内広告物の存する建築物及び周囲の町並みの景観と不調和であるもの</p>	<p>2 特定屋内広告物の意匠は、次に掲げるけばけばしい色彩であってはならない。 (1) 表示面の下地の色の彩度(日本工業規格Z8721に定める区分によるものとする。)が次に掲げる色相(同規格に定める区分によるものとする。)の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超えるもの ア R、GY、G、BG、B、PB、P及びRP 8 イ YR及びY 10 (2) 表示面の色彩が、特定屋内広告物の存する建築物及び周囲の町並みの景観と不調和であるもの</p>